

高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画【概要版】

1 策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するうえでの妨げとなっています。

配偶者等からの暴力に係る相談は、全国的にも増加しており、暴力の防止と被害者の保護や自立促進のための支援など、より身近な行政主体としての対策の実施が求められています。

本市は、これまでの取り組みや様々な課題を踏まえ、被害者への相談・支援体制を充実させ、暴力の防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するため、本計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づき本市が策定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」であり、「高崎市第3次男女共同参画計画」の基本方針である「女性に対する暴力の根絶」、「自立支援の取り組み」に位置づけられた施策を強化・充実させるための分野別計画とします。

3 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

ただし、法律や国の基本方針の見直し及び社会状況の変化などにより、緊急な課題や新たな取り組みが必要になった場合は、必要に応じて見直しを行います。

平成30年度以降については、高崎市男女共同参画計画に組み込むこととします。

4 高崎市の現状

【平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート結果より】

(1) 女性の4人に1人が配偶者等から暴力を受けた経験がある。

(被害経験のある女性：24.7%)

(2) 相談窓口の利用度が低い。(市役所等の公的機関に相談した人：2.2%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数 (夫からの暴力)	61件	57件	51件

(3) 相談に至らない潜在被害者が多い。(どこにも相談しなかった人：54.3%)

5 計画の内容

施策目標	施策項目	実施事業
I 暴力防止のための環境づくり	1 環境づくりのための周知・啓発	(1) 被害実態等の市民への周知・啓発 (主な取り組み：実態の周知、相談機関・窓口の周知)
		(2) 市民団体等と連携した啓発活動等の展開 (主な取り組み：被害防止のための講座等の開催、地域社会との連携による暴力の防止と早期発見)
	2 若い世代への周知・啓発	(3) 大学生・高校生等への予防啓発 (主な取り組み：リーフレットの配布等)
	3 施策に関する調査・検討	(4) 実態等の把握に基づく展開施策の継続的な検討 (主な取り組み：被害実態調査の実施等による調査研究)
II 相談・支援体制の強化	4 相談体制の充実	(5) 相談担当職員の資質の向上 (主な取り組み：研修会等への参加、一時保護施設等との連携と情報共有等)
		(6) 専用相談窓口・法律相談等の開設 (主な取り組み：専用窓口の開設、弁護士による無料法律相談の開設)
		(7) カウンセリングや男性相談等の実施検討 (主な取り組み：カウンセリングの実施検討、男性・外国人相談窓口の設置検討)
	5 緊急時における安全の確保	(8) 一時保護施設等との連携による安全の確保 (主な取り組み：一時保護施設・警察等との連携強化、保護命令制度に係る情報提供)
	6 自立促進のための支援	(9) 福祉施策等の情報提供等の支援 (主な取り組み：住民基本台帳の閲覧制限、医療保険・年金・生活保護等に係る情報提供等)

		(10) 子どもの就学等に係る支援 (主な取り組み：就園、就学に関する情報提供)
		(11) 支援窓口職員による適切な対応 (主な取り組み：相談・支援マニュアルの作成)
	7 相談・支援機能の強化	(12) 男女共同参画センターの相談・支援機能の強化 (主な取り組み：関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援、関係部局との連携による手続きの一元化)
Ⅲ 関係機関等との連携強化	8 関係機関・団体等とのネットワークの整備・充実	(13) ネットワークの整備・充実による効果的な施策の展開 (主な取り組み：関係機関との連絡会議の設置、NPO法人やボランティア団体等による同行支援)